

四日市市上下水道局管理規程第2号

上下水道事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

上下水道事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

上下水道事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例及び四日市市個人情報保護条例施行規程（平成13年水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
上下水道事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例及び <u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行規程</u>	上下水道事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例及び <u>四日市市個人情報保護条例施行規程</u>
第2条 上下水道事業管理者の所管に係る <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> の施行については、 <u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年四日市市条例第33号)</u> に定めるもののほか、 <u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年四日市市規則第〇号)</u> の例による。	第2条 上下水道事業管理者の所管に係る <u>四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)</u> の施行については、 <u>四日市市個人情報保護条例施行規則(平成12年四日市市規則第7号)</u> の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)